



平成 30 年 6 月 27 日

各 位

大阪府中央区道修町 1 丁目 6 番 7 号
株式会社 O D K ソリューションズ
代表取締役社長 西井 生和
(コード番号：3839 東証 J A S D A Q)
問い合わせ先：取締役企画総務部長 作本 宜之
電話番号：(06) 6202-0413
U R L : <http://www.odk.co.jp>

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 6 月 27 日開催の取締役会において、自己株式の処分（以下、本自己株式処分）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処 分 期 日	平成 30 年 7 月 27 日
(2) 処 分 株 式 数	48,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 502 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	24,096 千円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く）6 名 48,000 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づき有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成30年2月21日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下、対象取締役）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有をすすめることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本制度）を新しい役員報酬制度として導入することを決議しております。また、平成30年6月27日開催の第55回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下、金銭報酬債権）とし、年額80,000千円以内とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として割当を受けた日より3年間から12年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間とすることにつき、決議いただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。

本制度により、当社が対象取締役に対して新たに発行または処分する普通株式の総数は、年80,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）と

します。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

今回は、「次のステージへ」を中期経営計画目標としている当社において、各対象取締役のさらなるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計24,096千円（以下、本金銭報酬債権）、当社の普通株式48,000株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を6年間としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役6名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下、本割当株式）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下、本割当契約）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2018年7月27日～2024年7月26日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了またはその他正当な事由により退任した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社の取締役、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも任期満了または定年その他正当な事由により退任または退職した場合には、対象取締役の退任または退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。ただし、死亡による退任または退職の場合は、対象取締役の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任または退職した時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数で除した数を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切捨て）の株数とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点または上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、譲渡制限期間の開始月から当該



承認の日を含む月までの月数を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数で除した数を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切捨て）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第 56 期から第 61 期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、平成 30 年 6 月 26 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社の普通株式の終値である 502 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上